下関市立大学授業料等の減免に関する規程

平成 19 年 4 月 2 日 規 程 第 9 1 号

改正 平成 19 年 11 月 22 日規程第 109 号 平成 20 年 4 月 1 日規程第 25 号 平成 20 年 12 月 22 日規程第 45 号 平成 26 年 5 月 2 日規程第 11 号 平成 27 年 1 月 7 日規程第 11 号 平成 27 年 3 月 31 日規程第 55 号 平成 28 年 7 月 15 日規程第 22 号 平成 31 年 3 月 19 日規程第 6 号 令和 2 年 3 月 5 日規程第 15 号 令和 2 年 12 月 18 日規程第 75 号 令和 4 年 1 月 27 日規程第 2 号 令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号 令和 5 年 7 月 26 日規程第 5 号 令和 7 年 2 月 26 日規程第 5 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程(平成19年規程第53号。以下「授業料等徴収規程」という。)第8条の規定に基づき、授業料等の減免(大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)及び関係法令に基づく授業料及び入学金の減免を除く。)について必要な事項を定める。

(減免の対象となる授業料等)

第2条 授業料等徴収規程第8条に基づき、理事長が減免することができる授業料等 は、授業料、入学金及び聴講料とする。

(減免の対象者等)

- 第3条 理事長は、別表第1の対象者の欄のいずれかに該当する学生(科目等履修生及び特別聴講学生を含む。)又は入学(再入学を含む。)をしようとする者の納入すべき授業料、入学金又は聴講料を同表に定める基準により減免することができる。
- 2 理事長は、授業料を負担する者が、別表第2の対象者の欄のいずれかに該当する場合で、かつ、対象学生の学業成績が良好で最短在学期間で卒業できる見込みがあると判断される場合は、納入すべき授業料を同表に定める基準により減免することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長は、授業料を負担する者が被災し、別表第3の対象者の欄のいずれかに該当する場合は、納入すべき授業料を同表に定める基準により減免することができる。
- 4 授業料の減免総額は、理事長が定める。

(申請手続)

第4条 減免の申請をしようとする者は、減免申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別表第1から別表第3までの対象者の欄に掲げる事由(以下「減免事由」

という。)のいずれかに該当することを証する書類を添えて、理事長が指定する日までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない特別の事情があると認めるときの提出期限は、この限りでない。

(決定)

第5条 理事長は、申請書を受理し、減免の決定をした場合、減免決定通知書 (様式 第2号) により申請者に通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第6条 減免を行う旨の決定を受けたのち当該減免事由が消滅した者は、直ちに減免 事由消滅届(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第7条 理事長は、前条の規定による届出があったとき若しくは減免事由が消滅した ことが判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、減免を行う旨の決 定を取り消すことができる。
 - (1) 下関市立大学学則(平成19年規則第1号。以下「学則」という。)第44条第 1項(下関市立大学特別支援教育特別専攻科規程(令和2年規程第74号)第1 4条において準用する場合を含む。)又は下関市立大学大学院学則(平成19年規 則第2号。以下「大学院学則」という。)第33条第1項の規定により懲戒処分を 受けたとき。
 - (2) 申請書又はこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったとき。
 - (3) 減免の決定を受けた者が納入期限を守らないとき。
- 2 前項の規定により減免等の決定を取り消された者は、授業料等を一括して理事長 の定める日までに納入しなければならない。この場合において、既にその一部を納 入しているときは、その残額を納入しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、減免に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度分以後の減免等について適用する。

附 則 (平成 19年 11月 22日規程第 109号)

この規程は、平成19年11月22日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規程第25号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 22 日規程第 45 号)

この規程は、平成21年4月1日から施行し、この規程による改正後の下関市立大

学授業料等の減免に関する規程別表第1及び別表第2の規定は、平成21年度以降の 入学者に係る入学金の減免及び平成21年度春学期以降の授業料の減免に適用する。

附 則 (平成 26 年 5 月 2 日規程第 11 号)

この規程は、平成26年5月2日から施行する。

附 則(平成27年1月7日規程第1号)

この規程は、平成27年1月7日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日規程第 55 号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月15日規程第22号)

この規程は、平成28年7月15日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日規程第6号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月5日規程第15号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月18日規程第75号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月27日規程第2号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号)

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

附 則 (令和5年7月26日規程第29号)

この規程は、令和5年7月26日から施行する。

附 則(令和7年2月26日規程第5号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

別表第1	11 Page 140	N. A. store	Need I I who shows
区分	対象者	減免額	添付書類
	学則第36条の規定により留学する者で、当該留学が大学間の協定等に基づくものであり、かつ、国際交流又は単位互換のため等の特別の事情があると認められるもの(留学する大学の授業料を協定等により免除される学生を	授業料の額に相当する額	不要
授業料の 減免基準	除く。) 本学大学院に在学する者で、標準修業年限(長期履修が認められている場合については、当該長期履修期間)で修了できる見込みがあると判断される者	授業料の額に相当する額	不要
	本学特別専攻科に在学する者で、 修業年限(長期履修が認められて いる場合については、当該長期履 修期間)で修了できる見込みがあ ると判断される者	授業料の額に相当する額	不要
	特に理事長が必要と認めた者	その都度理事長が定める 額	理事長が必要と認める書類
	学則第24条の規定により再入 学する者	入学金の額に相当する額	不要
	私費外国人留学生(発給された査証において在留資格が「留学」となっている者(予定者を含む。)に限る。以下この表及び別表第2において同じ。)として入学する者で、特別の事情があるもの(市内	入学金の額の2分の1に 相当する額	1 住民票の写し(世帯 全員) 2 所得を証明する書類 3 その他理事長が必要 と認める書類
入学金の 減免基準	の入学金の額が適用される者を除く。) 本学を卒業した次の年度に本学大学院に入学する者 本学を卒業した者で本学大学院に入学する者(市内の入学金の額	入学金の額に相当する額 入学金の額の2分の1に 相当する額	合格通知書の写し 1 合格通知書の写し 2 本学卒業証明書(出
	が適用される者及び本学を卒業 した次の年度に本学大学院に入 学する者を除く。)	124404500117	願時に提出した場合を 除く。)
	本学を卒業した次の年度に本学特別支援教育特別専攻科に入学する者又は本学大学院を修了した次の年度に本学特別支援教育特別専攻科に入学する者(いずれも市内の入学金の額が適用される者を除く。)	入学金の額の2分の1に 相当する額	合格通知書の写し
	特に理事長が必要と認めた者	その都度理事長が定める 額	理事長が必要と認める書類
聴講料の	学則第47条の規定により特別 聴講学生として授業科目の履修 をする者で、当該履修が大学間の 協定等により聴講料の減免につ いて特別の定めがあるもの	聴講料の額に相当する額	不要
減免基準	私費外国人留学生で、国際交流上 特別な事情があるもの	聴講料の額に相当する額	特別の事情を証明する書 類
	学則第47条又は大学院学則第 36条の規定により特別聴講学 生として授業科目の履修をする	聴講料の額に相当する額	不要

外国人留学生であって、当該履修 が大学間の協定等に基づくもの であり、かつ、国際交流又は単位 互換のため等の特別な事情があ ると認められるもの		
私費外国人留学生で、特別な事情 があるもの	聴講料の額の2分の1に 相当する額	1 住民票の写し(世帯 全員) 2 所得を証明する書類 3 その他理事長が必要 と認める書類
履修の許可を受ける時の年齢が 60歳以上の者 特に理事長が必要と認めた者	聴講料の額の2分の1に 相当する額 その都度理事長が定める 額	生年月日を証明する書類 理事長が必要と認める書 類

別表第2

対象者	減免額	添付書類
対象の私費外国人留学生が属する 世帯の総所得金額が、別に定める 基準額以下の者	授業料の額の2分の1 に相当する額	1 住民票の写し(世帯全員) 2 所得を証明する書類 3 福祉事務所長が発行する生活保 護受給証明書 4 医師が発行する証明書 5 市町村長が発行するり災証明書 6 その他理事長が必要と認める書 類
特に理事長が必要と認めた者	その都度理事長が定める額	(注) 上記の各書類については、対象 に応じて理事長が指定する。

別表第3

対象者	減免額	添付書類
震災、風水害、火災その他の災害 により、住宅又は家財が半壊以上 の被害を受けた者(申請前1年以 内の災害に限る。)	授業料の額の2分の1 に相当する額を上限と して理事長が定める額	1 住民票の写し(世帯全員) 2 市町村長が発行するり災証明書 3 その他理事長が必要と認める書 類 (注)上記の各書類については、対象 に応じて理事長が指定する。
特に理事長が必要と認めた者	その都度理事長が定める額	理事長が必要と認める書類

備考 被災による被害を受けた場合における減免の申請は、同一の災害について1回 を限度とする。

年 月 日

(宛先) 公立大学法人下関市立大学理事長

 住所

 申請人 氏名

 学籍番号
 学年

減 免 申 請 書

授業料

入学金 の減免について、下関市立大学授業料等の減免に関する規程第4条の規定 聴講料

により下記のとおり申請します。

貸与月額(

記

申請事項						減免期間					
]	Li	受業料	斗の減免		有	声度 前	分	円	月カ 月ま		
6	2 入学金の減免					年度		円			
3	} !	徳講米	斗の減免			年度	単位分	円			
申評	申請理由(具体的に記入)										
	世	带(り経済り	犬 況	⟨₩	の箇所は記	亥当するものる	を○で囲んでく	ださい〉		
世	就学者を除く家族	続柄 父	氏名	年齢	職業・	所得の種類	特 別 控 除 〈該当するものに○印を付けてください〉				
帯		母					障害のある人が	いる世帯(()		
(家族)							主に家計を支えている者が別居している世帯				
							長期に療養を要	する人のいる世帯	· (人)		
構成							火災・風水害な	どの被害を受けた	世帯		
^	学者(本	続柄	氏名	*	※ 設置者		在学してい	ている学校 ※ 通		別	
同一				国公	· 私立	小・中・高	・高専・専修(高等・専門)・大学	学自宅・自	宅外	
生計				国公	· 私立	小・中・高	・高専・専修(高等・専門)・大学	学自宅・自	宅外	
\mathcal{O}	人除ィ			国公	· 私立	小・中・高	・高専・専修(高等・専門)・大学	学自宅・自	宅外	
家族	<u> </u>			国公	· 私立	小・中・高	・高専・専修(高等・専門)・大学	学自宅・自	宅外	
	本	*	奨学金受	給の有無	兵 有	• 無	奨学金の名称	弥 ()	

年

月) 貸与終期〈予定〉(

月)

円) 貸与始期(

 下市大
 第
 号

 年
 月
 日

様

公立大学法人下関市立大学 理事長 回

減免決定通知書

申請のありました 年度 分 の について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

本来納入すべき授業料等の金額				授業料 入学金 聴講料				円 円 円
				年度分				円
授業料	授業料 減 免 額		授業料	前期分			円	
		額	内訳	为	後期分			円
入学金					1 単位当	たり		円
			柳 神 神	対象単位	数		単位	
聴講料	納入方法	金額					円	
		期限			年	月	日	

年 月 日

(宛先) 公立大学法人下関市立大学理事長

届出者 住 所 氏 名 学籍番号

減免事由消滅届

授業料
年 月 日付け下市大 第 号で決定のありました 入学金 の減免につ 聴講料
いて、 年 月 日をもってその事由が消滅したのでお届けします。